



豊田自動織機シャトルズ
ファンクラブ入会案内
FAN CLUB MEMBER SHIP
2020-2021

豊田自動織機 従業員様
ご家族様 限定

ファンクラブへの入会方法

2020-2021 Season
豊田自動織機シャトルズ ファンクラブ会員募集

1. お申し込み方法

今シーズンは、コロナ禍による感染対策により
インターネット申込のみとさせていただきます。



ファンクラブ申込QRコード

インターネットお申込み

検索 豊田自動織機シャトルズ ファンクラブ

- | | |
|---------------|--|
| 1. お申し込み方法 | 会員規約をご承認の上、入会申し込みフォームに必要事項を入力ください。 |
| 2. 年会費のお支払い方法 | お申込み後、10日以内に指定口座へお振込みください。 ※振り込み手数料はご負担ください。 |
| 3. 特典の送付 | 入金確認後2週間以内に、会員証とファンクラブ入会特典を送付いたします。 |

お問い合わせ先

(株)サンバレー 豊田自動織機シャトルズファンクラブ事務局
〒448-0844 愛知県刈谷市広小路4-15 TEL:0566-25-2211 FAX:0566-24-3458
受付時間:月~金曜日、8時~17時 休業日:年末年始・ゴールデンウィーク

ファンクラブ会員について

豊田自動織機シャトルズを
熱く盛り上げよう!

以下の入会特典をプレゼント!

豊田自動織機 従業員様
ご家族様 限定!!

会員 5,000円 ⇒ 4,500円
3,000円 ⇒ 2,500円

日本国内に在住で一緒にシャトルズを応援していただける方。

キッズ会員 2,000円 ⇒ 1,500円
小学生以下の方と一緒にシャトルズを応援していただける方。

1 各特典



会員 4,500円コース
パーカー&マスク
サイズ(S/M/L/XL)
カラー(グレー/ブラック)



会員 2,500円コース
ボディバック&マスク
ブラック(刺繍ロゴ入り) / ブラック(ロゴ入り)

キッズ会員特典



キッズ会員 1,500円
パーカー
サイズ(110/130/150/S)
カラー(アイボリー)

2 チームグッズの 会員価格販売

試合会場にて、シャトルズオリジナルグッズを
会員様だけの特別価格でご購入いただけます。

※内容は会場にてご確認ください。



3 会員証



会員規約

- 第1条(名称)
この会は「豊田自動織機シャトルズファンクラブ」(以下「クラブ」と略称)と称し、シャトルズファンクラブ事務局(以下「事務局」と略称)を設置して運営にあたります。
- 第2条(目的)
クラブは「豊田自動織機シャトルズ」を応援することを通じて、スポーツ文化の振興、及び会員同士の親睦を深めることを目的にします。
- 第3条(入会)
クラブの入会資格は問いません。
本規約を承認のうえ、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局へ申込み、年会費を払うことによって入会手続きが完了しファンクラブ会員(以下「会員」と略称)となります。
- 第4条(会員の種類)
会員には、入会される区分(一般会員・キッズ会員)に応じた会員証を発行します。キッズ会員は小学生以下の方が対象となります。
- 第5条(会員証)
会員証は、事務局が会員に対して貸与したものであり、会員本人のみが利用できます。譲渡・貸与などにより、会員証の使用・管理・占有の権利を第三者に譲渡することはできません。
- 第6条(年会費)
年会費は一般会員4,500円、2,500円、キッズ会員1,500円です。納付された年会費は理由の如何に関わらず返却いたしませんのでご了承ください。
- 第7条(会員の有効期限)
会員の有効期限は、入会日から翌シーズン前までとします。
- 第8条(支払い方法)
インターネットよりご入会いただき、銀行振り込みによるお支払いとします。(手数料はご負担ください)
- 第9条(届け出事項の変更)
会員の届け出事項(住所・氏名・電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ届け出るものとします。届け出をされなかったために、郵便物等が未着となった場合、事務局は一切責任を負いません。

- 第10条(会員特典)
会員は事務局が別途定める特典を受けることができます。会員の特典を受ける際には会員証の提示が必要です。事務局の都合により内容の変更・中止する場合があります。会員証の再発行で特典は付帯されません。
- 第11条(会員の権利)
会員には、クラブの資産などについての権利・請求権は一切ありません。
- 第12条(規約の変更)
本規約に変更が生じた場合は、事務局において変更手続きを行い、会員に連絡するものとします。本規約に定めのない事項及び変更が生じた場合は、その都度追記・変更する場合があります。
- 第13条(途中退会)
期間途中での退会に際しては、事務局まで退会を申し出て、会員証の返却によりおこなうものとします。その際に年会費は返却いたしませんのでご了承ください。
- 第14条(会員資格の喪失)
本規約に違反した場合は、直ちに喪失するものとします。
クラブの行事・試合の開催時等において、事務局または係員の指示に従わない場合も、資格を喪失することがあります。喪失した場合は、速やかに会員証を事務局に返却するものとします。この場合、年会費の返金はないものとします。
- 第15条(個人情報について)
事務局は、会員の個人情報(個人情報保護法第2条に定めるものをいいます)を本クラブの会員管理・運営のために必要な範囲に限って収集・利用し、本人の同意がない限り、個人情報保護に関する覚書を締結した業務委託先以外に開示・提供しません。ただし、会員は、法令の定めにより裁判所・警察等の公共機関から開示を求められた場合、その他個人情報保護法所定の事由がある場合には、本人の同意なく個人情報を開示・提供することがあることを承知していただきます。
会員は、入会申込書を入会された年の翌シーズン前に廃棄されることおよび会員の個人情報は、本クラブを退会された年の翌年度末に破棄されることに同意するほか、法令の改定等に個人情報保護の取組みが適宜見直されることに予め同意するものとします。
事務局は、会員ご本人様から、その個人情報の開示・訂正・削除・利用停止・消去の請求があった場合、ご本人であることを確認のうえ、遅滞なくこれに応じるものとします。